

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊万里市長

市町村名 (市町村コード)	伊万里市 (2058)
地域名 (地域内農業集落名)	黒川地区 (福田、浦潟、干潟、大黒川、奥野、塩屋、小黒川、浦分、黒塩、椿原、清水、横野、立目、牟田、花房、畑川内、長尾、真手野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・本地区には18集落があり、福田集落、畑川内集落、長尾集落、真手野集落に一段の農用地が広がっており、水稻作付について機械利用組合を組織している地域もある。その一方で海に面した集落では、大雨時の海水の流入による塩害の被害など課題もある。

また、小黒川集落には国営団地があり、梅園が広がっている。団地内の営農状況は良好で、未利用農地は少ない。干潟集落や畑川内集落の山間部にはみかんの果樹団地が広がっている。

・畑川内集落、長尾集落を中心に認定農業者が施設きゅうりに取り組んでおり、市内でもきゅうりの生産量が多い地区である。また、畜産や養鶏を営む認定農業者もおり、6次産業化にも取り組んでいる。

・波多津町との境界にある農地については、地区外の農業者が茶を営んでいるが、後継者はおらず、離農した場合は荒れてしまうことが想定される。

・地区内の半数の集落(大黒川、奥野、椿原、清水、横野、牟田、畑川内、花房、長尾)が中山間地域等直接支払制度に取り組んでおり、農地の維持管理を行っているが、構成員の高齢化から対象農地については減少傾向にある。

・浦分集落、黒塩集落、立目集落については地区内に農業者はいるものの、周辺集落で営農しており、集落内には農業上の利用が行われる農用地はない状況。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・平野部の一段の農用地については、多面的機能支払交付金制度を活用し、農地の持つ多面的な機能を最大限発揮できるよう農地の保全を図る。また、機械利用組合がある集落については、補助制度の活用等により農機具の計画的な更新を行い、高性能機械の導入などにより収益性の高い経営を目指す。

・山間部の生産性の不利な農地については、中山間地域等直接支払交付金制度の活用や有害鳥獣対策の強化により農業生産活動を維持していく。

・認定農業者を中心とした施設キュウリや国営団地での梅については、後継者の確保に努め、産地としての規模拡大を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	449.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	集計中 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

基盤整備が行われた農地など耕作条件の良い農地や農振農用地区域内の大部分の農地、中山間地域等直接支払交付金制度の対象農地を農業上の利用が行われる区域とする。 その他の農地については保全管理を行う農地、または計画的な林地化を検討する農地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員や農地利用最適化推進委員と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農業委員や農地利用最適化推進委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業に活用計画はない。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及び県、JAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水稲作付においてヘリ防除の利用を希望する農業者を伊万里市農業協同組合がとりまとめ、オペレーターを派遣しヘリ防除を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣の駆除や被害防止対策(侵入防止柵)を実施するほか、新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ⑤国営団地での梅の生産を維持し、青果に加え、加工品の販売を推進する。
- ⑦多面的機能支払交付金制度を活用し、農地の有する多面的機能の最大限発揮できるよう取り組む。
- ⑨茶や採卵について商品開発を支援し、6次産業化を推進する。